



マイナンバーカード申請済みの方は、 まだマイナポイント予約・申請が可能です

消費税率の引き上げに伴う消費活性化策として実施されている「マイナポイント」事業は、**令和3年4月30日までにマイナンバーカードの交付申請をしていれば、令和3年9月30日まで、マイナポイントの予約・申請が可能です。**

マイナポイントは、申込みをしたキャッシュレス決済(一部の電子マネー、交通系ICカードなど)での買い物やチャージによって、1人当たり最大で5,000円分付与

されます。市内の対応店舗にて、お買い物などご利用ください。

マイナポイント予約・申込方法は、マイナポイントのホームページ(QRコード参照)や、市報の令和2年7月1日号などをご参照ください。☎情報政策課 ☎042-497-1845、国のマイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178(音声ガイダンスに従って5をダイヤル)



詳しくはこちら

募集 清瀬市障害者福祉センターの指定管理者

地方自治法の規定ならびに清瀬市の公の施設の指定管理者制度の基本方針に基づき、当該施設の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うことができる事業者を募集します。**【募集対象施設】**清瀬市障害者福祉センター(上清戸一丁目16-62) **【指定期間】**令和4年4月1

日(金)~令和9年3月31日(水)(5年間) **【募集要項等の配布】**令和3年6月1日(火)~15日(火)(土・日曜日を除く)午前8時30分~午後5時 **【募集要項の配布場所】**障害福祉課(市ホームページからのダウンロードはできません)☎障害福祉課庶務係 ☎042-497-2072

募集 清瀬市子どもの発達支援・交流センターの指定管理者

地方自治法の規定ならびに清瀬市の公の施設の指定管理者制度の基本方針に基づき、当該施設の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うことができる事業者を募集します。**【募集対象施設】**清瀬市子どもの発達支援・交流センター(竹丘一丁目15-8) **【指定期間】**令和4

年4月1日(金)~令和9年3月31日(水)(5年間) **【募集要項等の配布】**令和3年6月1日(火)~15日(火)(土・日曜日を除く)午前8時30分~午後5時 **【募集要項の配布場所】**障害福祉課(市ホームページからのダウンロードはできません)☎障害福祉課庶務係 ☎042-497-2072

消費生活相談の現場から

コンビニで支払わせるセキュリティソフト詐欺にご注意!

【事例】

パソコン起動中に突然画面が動かなくなり、実在の企業名で「パソコンに異常が見つかった。表示されている電話番号に連絡するように」との警告表示が現れた。電話をすると片言の日本語を話す外国人オペレーターから「セキュリティソフトをダウンロードする必要があります」と言われ、遠隔操作によりダウンロードが実行された。料金は55,000円となり「コンビニに設置してある機械に企業コードと注文番号を入力して支払うよう」言われ、支払ってしまった。しばらく経ってから詐欺だと気づいた。

【アドバイス】

これまで市報の「消費生活相談の現場から」で「パソコンがウイルス汚染している」などの偽りの警告表示から電話をかけるように仕向けられ、有償セキュリティソフトの購入、さらには有償サポート契約に誘導する手口について注意喚起を行いました。当時この手口の決済方法はすべてクレジットカード決済であり、消費生活セン



ターを通じてクレジットカード会社に返金申し出を行うことが可能である旨の案内をしてきました。しかしこの事例では、相談者が支払ったお金はセキュリティソフトの代金ではなく、詐欺業者によって相談者が注文したかのように見せかけられた商品の代金でした。

そして商品は詐欺業者の指定先に送付され、相談者はお金をだまし取られただけとなります。販売サイトや取納代行業者は注文者の求めに応じて通常の業務を行っただけであり、責任の追及はできません。この場合、警察の手に委ねることになります。

このような事例では支払い後の被害回復は困難です。支払う前に消費生活センターに相談しましょう。

☎消費生活センター ☎042-495-6212(相談専用)

清瀬駅南口地域児童館整備基本計画策定検討委員会 市民委員を募集します

市では、「清瀬市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和2年3月改訂)」で掲げる「子どもと幸せを育む“舞台”」を実現するため、清瀬駅南口地域に新たな児童館の整備を予定しています。

現在、「清瀬駅南口地域児童館整備基本計画」の策定に向けた検討をしています。この計画の策定に際し、さまざまなご意見をいただくため、検討委員会を開催します。興味・関心のある方は、ぜひ市民委員にご応募ください。

☑市内在住の18歳以上で、会議(委員会)に出席可能な方。定員2人(清瀬市議会議員または清瀬市職員は除く) **【任期】**令和3年8月~11月(予定)。会議は平日の午後

または夜間の2時間程度・全4回 **【報酬】**会議1回の出席につき5,000円 **【応募方法】**6月22日までに市ホームページにある応募フォーム(QRコード参照)、または氏名・生年月日・年齢・住所・電話番号・メールアドレス・職業・応募動機・差し支えない範囲で経歴などを記入し(応募用紙をご活用ください)、直接窓口またはファクス、郵送で企画課企画調整担当 ☎042-497-1802 ☎042-491-8600へ

※市民委員は書類選考により決定します。



応募フォームはこちら

児童手当と児童育成手当の現況届の提出は6月30日(水)まで

児童手当と児童育成手当を受給されている方に、養育状況や令和2年中の所得状況などを確認し、受給資格の有無を審査するため、5月31日に現況届を送付します。

現況届が届いた方は、必要事項を記入し、必要書類を添えて6月30日(水)までに提出(郵送可)してください。

なお、5月に転入などにより新規申請をされた方(6月から清瀬市で受給開始される方)については、現況届の提出の必要がないため、市から現況届を送付することはありません。

現況届の提出がない場合は、引き続き受給資格があっても、6月以降の手当を受給することができません。

【児童手当の必要書類】

◆令和3年度課税・非課税証明書または所得証明書(令和2年中の所得額、扶養人数、諸控除額等の記載のあるもの)

※令和3年1月1日に、清瀬市に住民票がなかった場合に必要。マイナンバーカードで省略可。

◆申請者の健康保険証の写し

※現況届の宛名に記載されている方の健康保険証の写しを添付してください。児童や配偶者の健康保険証の写しは必要ありません。※この他にも必要な書類がある場合は、個別にご案内します。

【児童育成手当(育成手当・障害手当)の必要書類】

◆令和3年度課税・非課税証明書または所得証明書(令和2年中の所得額、扶養人数、諸控除額等の記載のあるもの)

※令和3年1月1日に、清瀬市に住民票がなかった場合に必要。マイナンバーカードで省略可。

◆愛の手帳または身体障害者手帳の写し(該当する方のみ)

※この他にも必要な書類がある場合は、個別にご案内します。

所得制限限度額や支給額についてなど詳しくは、市ホームページ(QRコード参照)をご覧ください。☎子育て支援課助成係 ☎042-497-2088



詳しくはこちら

マイナンバーカードをお持ちの方は、 電子申請による提出が可能です(児童手当のみ)

子育て世帯の負担軽減と利便性の向上を図るため、政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」内にある、「子育てワンストップサービス(ぴったりサービス)」において、現況届(児童手当のみ)の電子申請を受け付けています。マイナンバーカードと必要機器をお持ちの方は、ぜひご利用ください。なお、添付資料を別途郵送などによりご提出いただく場合がありますのでご了承ください。

【電子申請に必要なもの】

マイナンバーカード(電子証明書付き)、パソコン端末とカードリーダーもしくはスマートフォン ※スマートフォンの場合、iPhoneについてはiPhone7以降の機種、

Androidは対応機種で申請が行えます。対応機種(動作環境)についてはマイナポータルをご確認ください。

【電子申請の方法】

- ①内閣府ホームページ(「ぴったりサービス」(QRコード参照))にアクセス。
- ②「ぴったりサービス」のトップページから「東京都・清瀬市」を選択。
- ③カテゴリーから「子育て」を選択し、検索。
- ④「児童手当等の現況届」を選択してください。

☎子育て支援課助成係 ☎042-497-2088



「ぴったりサービス」はこちら